

■通関士問題・解説集平成25年度版（正誤表）

頁	正	誤
解答 107 及び 263	<p><b>P 107-108</b>  <b>第 8 問（延滞税額の計算）</b> (問題・P176)                      ■正解 = <u>89,300円</u>                      ■解説                      (留意事項)</p> <p>(計算)</p> <p>1. 延滞日数                      法定納期限（平成22年 <u>4月1日</u>）の翌日から未納関税額の納付日（平成22年7月31日）までの121日である。                      延滞税率4.3%の適用延滞日数・・・平成22年 <u>4月2日～7月31日</u>の121日</p> <p>2. 納付すべき延滞税額                      6,279,900円                      ↓ 端数処理（10,000円未満切捨て）  <math>6,270,000円 \times 4.3\% \div 365日 \times 121日 = 89,377円</math>                      ↓ 端数処理（100円未満切捨て）  <u>89,300円</u></p> <p><b>P 263-</b>  <b>3 答</b> <u>89,300円</u>                      留意事項</p>	<p><b>P 107-108</b>  <b>第 8 問（延滞税額の計算）</b> (問題・P176)                      ■正解 = <u>22,800円</u>                      ■解説                      (留意事項)</p> <p>① <u>延滞税は、未納関税額に対して、その法定納期限の翌日から当該未納関税額を納付する日までの日数（延滞期間）に応じて課される。（関税法第12条第1項）</u></p> <p>② <u>納期限が延長された関税の法定納期限は当該延長された期限である。（同法第12条第8項第2号）延滞日数は、延長された期限の翌日から未納関税額を納付する日までの日数である。</u></p> <p>③ <u>未納関税額の納期限は、未納関税額についての修正申告を行った日である。問題にある未納関税額はその納期限から2月を超えて納付したものでないので、14.6%の延滞税率を適用する延滞日数はない。</u></p> <p>(計算)</p> <p>1. 延滞日数                      法定納期限（平成22年 <u>6月30日</u>）の翌日から未納関税額の納付日（平成22年7月31日）までの<u>31日</u>である。                      延滞税率4.3%の適用延滞日数・・・平成22年 <u>7月1日～31日</u>の31日</p> <p>2. 納付すべき延滞税額                      6,279,900円                      ↓ 端数処理（10,000円未満切捨て）  <math>6,270,000円 \times 4.3\% \div 365日 \times 31日 = 22,898円</math>                      ↓ 端数処理（100円未満切捨て）  <u>22,800円</u></p> <p><b>P 263-</b>  <b>3 答</b> <u>22,800円</u>                      留意事項</p> <p>① <u>延滞税は、未納（不足）関税額の法定納期限の翌日から、当該未納関税額を納付する日までの日数に応じて課される（関税法第12条第1項）。</u></p> <p>② <u>輸入（納税）申告を行い、輸入（納税）申告書に記載した納付すべき関税額については、納期限の延長を受けているので、この納付すべき関税の法定納期限は、延長された期限である。（関税法第12条第8項第2号）。</u></p>

計 算

1 延滞日数

法定納期限（平成22年4月1日）の翌日から未納関税額の納付日（平成22年7月31日）まで、延滞税率4.3%の適用延滞日数 121日。

2 納付すべき延滞税額

6,279,900円

↓1万円未満の端数切捨て

6,270,000円×121日×4.3%/365日=89,377円

百円未満の端数切捨て ↓

89,300円

1. 解答のポイント

本問の延滞税額の計算の当たっては、次の2点に注目しなければならない。

(1) 既納（6月30日に納付）の関税額については納期限が延長されていたこと。

先ず、設問にある《4月1日に輸入（納税）申告して、輸入許可を受けた貨物》及び《6月30日：関税の納期限延長の期限日》というに記述に留意しなければならない。

この記述によれば、《4月1日に輸入（納税）申告して、輸入許可を受けた貨物》に係る関税の納期限が《6月30日：関税の納期限延長の期限日》となっているので、輸入貨物の輸入者（納税義務者）は、4月1日に輸入（納税）申告した際に、当該納税申告をした関税の納期限について、税関長に対してその延長を受けたい旨の申請書を提出し、かつ、当該輸入（納税）申告書に記載した関税額の全部に相当する担保を提供して、輸入の許可の日の翌日から3月以内である6月30日まで納期限が延長されたことが分かる（関税法第9条の2第1項（個別延長））。

なお、このようにして輸入申告と併せて納税申告した関税の納期限について延長を受けた場合には、当該関税法定納期限は延長後の期限である（関税法第12条第8項第2号）。

（注）納税申告した関税の納期限について延長を受けた場合には、輸入する日までに関税が納付されなくても輸入が許可される（関税法第72条かっこ書）。また、延長された納期限までは、関税の履行遅滞はないので、延滞税は課されない。

(2) 修正申告をする未納（不足）関税額については、納期限が延長されていないこと。

計 算

1 延滞日数

法定納期限（平成22年6月30日）の翌日から未納関税額の納付日（平成22年7月31日）まで、延滞税率4.3%の適用延滞日数 7月-31日。

2 納付すべき延滞税額

6,279,900円

↓1万円未満の端数切捨て

6,270,000円×31日×4.3%/365日=22,898円

百円未満の端数切捨て ↓

22,800円

次に、設問にある《(輸入者は、輸入貨物の) 輸入許可後に未納(不足) 関税額6,279,900円があることが分かり、修正申告を行い納付する。》という記述に注目しなければならない。

この《(輸入者は、輸入貨物の) 輸入許可後に未納(不足) 関税額6,279,900円があることが分かり、修正申告を行い納付する。》ということは、輸入者は、当該輸入貨物について関税額6,279,900円があることに全く気づかずに輸入(納税) 申告をし、かつ、関税額6,279,900円に相当する担保を税関長に対して提供することなく(すなわち、納期限の延長を受けることなく)、輸入の許可を受けたことが分かる。

したがって、当該輸入貨物の未納(不足) 関税額6,279,900円については、納期限の延長を受けていないのでその法定納期限は、《輸入の許可の日》となる(関税法第12条第8項本文)。

## 2. 延滞税額の計算

(1) 未納(不足) 関税額 6,279,900円

(2) 延滞日数

延滞日数は、法定納期限(平成22年4月1日)の翌日から未納(不足) 関税額6,279,900円を納付する日(平成22年7月31日)までの日数である。

4月 ➡ 29日、5月 ➡ 31日、6月 ➡ 30日、7月 ➡ 31日 計121日

(3) 延滞税額

未納(不足) 関税額

6,279,900円

↓ 1万円未満の端数切捨て

6,270,000円 × 121日 × (延滞税率4.3% / 365日) = 89,377円

百円未満の端数切捨て ↓

89,300円